

## 8 選挙管理規則

### 第1章 総則

第1条 本規則は生徒会規約第7条に基づき、生徒会本部役員を選挙する場合に用いる。

第2条 本規則は生徒会選挙の公正をはかることを目的とする。

### 第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会（以下、選管という）は毎年1学期の始めに各クラスより選出される1名ずつの委員によって構成される。委員は原則として他の委員を兼ねてはいけない。

第4条 選管には委員の互選によって、次の役員を置く。

委員長1名 副委員長1名 書記 若干名

第5条 選管は次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付及び告示
- (3) 選挙活動及び立ち会い演説会の管理
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 当選者の確認と告示
- (6) その他選挙に関する仕事

第6条 選管はいつさいの選挙活動をしてはならない。また、立候補者は選管にはなれない。

### 第3章 立候補

第7条 選挙に関する公示は投票日の1ヶ月前に行う。また、立候補者が定員に満たない場合は立候補者受付期間を延長する。

第8条 立候補者は責任者を1名選び、立候補者受付期間中に選管に立候補届けを提出しなければならない。

第9条 責任者は立候補者及び運動員のいつさいの責任を負う。

### 第4章 選挙運動

第10条 選挙運動は本校生徒としての品位を傷つけない限り、選管の定める範囲において自由とする。

第11条 第10条の範囲において、次に定める選挙運動を認める。

- ・ポスター
- ・個人演説会
- ・放送演説
- ・立会演説会
- ・休み時間のクラス立ち回り演説

- (1) ポスター・演説時のビラは、選管が定めた所定の場所に選管の認印のあるもののみを貼る。
- (2) 個人演説会は授業、部活動、学校行事の妨げにならない限り、本校内で行うことができる。
- (3) 個人のSNS情報を告知・掲載してはならない。

第12条 選挙運動は立候補届締め切りの次の日から投票日の朝まで行うことができる。

## 第5章 投票および開票

第13条 選管は投票日の3日前までに立候補者名簿、投票用紙を作成する。

第14条 投票および開票の日時、場所、方法は、選管がこれを定める。なお、会長は単記、副会長は、2名連記とする。

第15条 選挙当日投票できない者で、投票の意思がある者は、選管に申し出て前日に限り投票することができる。

第16条 次の票は無効票とする。

- (1) 所定の用紙を用いていないもの
- (2) 候補者以外の氏名を記したもの
- (3) 選管が認めないもの

第17条 選管は、開票結果を直ちに全生徒に公示しなければならない。

## 第6章 当選者

第18条 当選者は会長候補者のうち、最高得票者1名を会長として、副会長候補者から上位2名を副会長とすることを原則とする。

第19条 立候補者数がそれぞれ定数の時には、信任投票を行う。役員は有効投票の過半数をもって信任される。信任されない場合は、その投票についてのみ再選挙を行う。

## 第7章 補欠選挙

第20条 生徒会役員に欠員が生じた場合は、補欠選挙を行う。補欠選挙の当選者の任期は、前任者の残りの期間とする。なお選挙の手続きは、役員選出の選挙方法に準じる。

## 第8章 リコール

第21条 リコールは、生徒会規約第22条の2の項に準ずる。

## 第9章 選挙違反

第22条 選挙違反を発見したとき、又は生徒、職員から届け出があった場合選管は直ちにそれを調査し、処理する。又生徒会役員は、この場合選管の処理に従わなければならない。

## 第10章 附則

第23条 本規則以外の特別な場合は、臨時に新規則を設けることができる。

第24条 本規則の改正は、生徒会規約第31条の項に準ずる。

昭和58年11月1日施行

令和4年4月1日改正